

2019年9月13日

Mr Peter Shadie  
Director, IUCN World Heritage Programme  
(ピーター・シャーディー代表)  
(IUCN 世界遺産プログラム)

## 「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島」の 世界自然遺産候補地調査に関する要望書

私たちは JELF といい、日本全国の弁護士約 450 名で構成される環境保護団体です。弁護士で構成される環境保護団体としては我が国最大規模のものであります。現在、日本の環境保護団体、生態系に関する学会とともに鹿児島県瀬戸内町嘉徳浜を巨大人口構造物から守る訴訟を展開しています。私たちは IUCN に対して、次の要望書を提出します。

JELF (Japan Environment Lawyer for Future)

■ 所在：〒453-0015

愛知県名古屋市中村区椿町 15 番 19 号  
学校法人秋田学園名駅ビル 2 階 (本部)

Tel : 052-459-1753

Mail : jelf@green-justice.com

代表：弁護士 池田直樹

(担当) 弁護士 西岡治紀

### I サマリー

現在、鹿児島県は、嘉徳海岸<sup>\*1</sup>に護岸建設工事を進めており、嘉徳海岸の貴重な資源が失われようとしています。

嘉徳海岸は、奄美大島にわずかに残された美しい自然海岸です。また、嘉徳浜は嘉徳川につながっています。さらに、嘉徳川流域は、多様な奄美大島固有の生態系を保持しています。嘉徳川、嘉徳浜及び周辺区域は、日本政府が世界遺産登録求めている「奄美大島，徳之島，沖縄県北部及び西表島」(推薦地)と連続しており、合わせて保全されるべき自然です。

従って、嘉徳海岸を自然状態で保全することは、世界遺産登録の「完全性」の要件判断のためには必要不可欠であると考えます。また、嘉徳海岸及び嘉徳川流域は、推薦区域に指定されるべき奄美固有の自然生態系を残しています。そのため、本来推薦区域に指定されるべきですが、日本政府はバッファー

---

\*1 奄美大島南部、鹿児島県大島郡瀬戸内町嘉徳に存在する海岸です。

ゾーンにすら指定していません。日本政府は嘉徳浜の価値、さらには奄美大島の自然的価値に対する誤った評価を行っており、世界遺産登録の「保護管理体制」の要件を満たさないものといえます。

そこで、我々は、IUCNに対し、この夏に実施する予定の現地調査に際し、まずは嘉徳海岸の実態を調査することを求めます。また、我々は、IUCUに対して、嘉徳海岸での護岸建設工事によって、嘉徳海岸の自然や生態系が破壊されるため、日本政府に対し、護岸建設工事を中止するよう是正勧告を行うことを強く求めます。

## II 嘉徳川河川区域及び嘉徳浜が「顕著な普遍的価値」を有すること

嘉徳海岸は、ポケットビーチと呼ばれる形状をしており、琉球列島の中でも珍しい、人工構造物のない自然のままの砂浜海岸となっています。奄美大島の多くの海岸が珊瑚など生物由来の砂でできあがっているのに対し、嘉徳浜は嘉徳川によって運ばれた川砂でできあがった奄美でも珍しい非珊瑚の海岸です。沖縄、奄美地方では琉球王朝の時代から伝統的に護岸対策として、アダンが植栽して砂浜を保全しています。このアダン林とあいまって嘉徳浜全体に美しい景観が形成されています。嘉徳浜は嘉徳川を通じて上流部の森林地帯と連続しており、ほぼ手付かずの自然が川を通じて山から海まで一体となって生態系を形成しています。

嘉徳海岸及び嘉徳川流域は、大陸島として分断と孤立を繰り返した長い歴史の中で、多くの固有種や絶滅危惧種など豊かな生物多様性を擁しており、推薦地と一体となって保全すべき自然を形成してきました。例えば、アオウミガメとアカウミガメ<sup>\*2</sup>が産卵のために上陸しています。2002年には、絶滅危惧種のオサガメ<sup>\*3</sup>が産卵のために上陸したことが日本で唯一確認されています。また、オカヤドカリをはじめとするヤドカリ類や、絶滅が危惧される希少な貝類も6種確認され、このことは、陸と海との連続性が保たれていることを意味しております。このほか、嘉徳海岸に流れ下る嘉徳川には絶滅危惧種であるリュウキュウアユが生息しています。このリュウキュウアユですが、沖縄ではすでに絶滅しており、奄美大島にしか生息していません。そして、リュウキュウアユは産卵のため川から山間へ遡って上がっていくため、山と川の連続性・一体性を有しているといえます。

このように、嘉徳海岸は、多くの絶滅危惧種が生息する場所であり、山・川・海と連続性・一体性があり、護岸のない手付かずの砂浜を有するかけがえのない自然海岸であります。

---

\*2 絶滅危惧種 I B 類 (IUCN)、絶滅危惧種 I I 類 (環境省)

\*3 絶滅危惧種 I A 類 (IUCN)

なお、嘉徳海岸の護岸建設工事に対し、日本の著名な自然保護団体である公益財団法人日本自然保護協会（NACS-J）、日本ベントス学会、一般社団法人日本生態学会、一般社団法人日本魚類学会、海の生き物を守る会、自然と文化を守る奄美会議、奄美の森と川と海岸を守る会、奄美の自然を守る会、奥田みゆき氏、清野聡子氏などが強く反対しております。

### Ⅲ 世界遺産登録の要件

世界遺産として登録されるためには、世界遺産委員会において、「顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value）」を有する必要があります。奄美大島の地理学的、生態学的、文化的価値は人類の遺産にふさわしい「顕著な普遍的価値」を有しています。しかし、世界遺産として登録されるためにはこの遺産が「完全性（Integrity）」、「保護管理体制」、といった条件を満たす必要がありますが、嘉徳海岸が破壊されることは、推薦地の登録において、完全性の要件、保護管理体制を満たさないことは明らかです。

#### Ⅲ-1 完全性について

「完全性」とは、世界遺産の顕著な普遍的価値を表すものの全体が残されていることをいいます。これまでに述べた通り、嘉徳海岸と嘉徳川流域は、山・川・海と連続しており、この連続した地理的特徴に応じた多様な奄美大島固有の生態系が残されています。また、嘉徳浜及び嘉徳川流域では奄美大島の自然から学び、楽しむための取り組みがされています。世界遺産の文化観光の目的からしても、嘉徳川流域と海や山間部が一体となって一つの文化を形成しております。

そして、嘉徳川上流部のごく一部について推薦区域として指定されているものの、完全性の要件を満たすためには、嘉徳川河川区域及び嘉徳海岸も自然遺産区域に設定されるべきであるといえます。

つまり、嘉徳川河川区域と嘉徳浜を自然遺産区域に設定されない限りは、一貫性・連続性を欠き、完全性の要件としては不十分といえます。日本政府は嘉徳川源流物の極一部を指定区域にしているものの、嘉徳浜及び嘉徳川一部部分をバッファゾーンにすらしていません。また、嘉徳浜に巨大構造物を建設することを許すことは、資産への物理的な損傷するものであり、奄美大島の文化的価値を損なうものです。

#### Ⅲ-2 保護管理体制について

世界遺産として登録されるためには、日本国内において世界遺産条約を履行するための国内法制、保護・管理体制が必要です。世界遺産の保護管理にあ

たっては、顕著な普遍的価値及び完全性の状態が、将来にわたって維持、強化されるようになされなければなりません。人類の資産を適切に保全するためには、指定区域の国内法の整備が必要であるほか、指定区域のみならず、適切にバッファゾーンを定めて、乱開発から指定区域を保護する必要があります。

しかしながら、日本政府と鹿児島県は、奄美大島を世界自然遺産に推薦する一方で、嘉徳海岸と嘉徳川流域を指定区域としていないばかりか、あえてバッファゾーンから外し、護岸建設工事を進めようとしています。もし、日本政府が嘉徳浜をバッファゾーンに指定し、自然公園法など国内法を適正に整備していれば、このような護岸工事が行われることはありません。

護岸工事のために嘉徳海岸と嘉徳川流域をバッファゾーンにすら指定していないのは、嘉徳浜、さらには奄美大島の自然的価値に対する誤った評価であり、保全・管理体制として不十分であるばかりか、あえてバッファゾーンから外しているとすれば、保護政策を誠実に履行する姿勢に欠けるものと言えます。

また、このまま護岸建設工事が進み、コンクリート護岸が設置されると、嘉徳川海岸の貴重な自然環境に不可逆的な影響が生じ、その結果、嘉徳海岸の貴重な資産を失うことは明白であります。

したがって、日本政府と鹿児島県が、直ちに嘉徳海岸の護岸建設工事計画を白紙に戻すとともに工事を中止し、嘉徳川河川区域及び嘉徳浜を少なくともバッファゾーンに設定しない限りは、保護管理体制の要件も満たさず、推薦地を世界自然遺産として登録すべきではないといえます。

#### IV 結論

以上の次第で、我々は、IUCNが、10月に実施する現地調査において、嘉徳海岸が有する自然度の高さをきちんと把握していただきたいと思います。また、嘉徳海岸での護岸建設工事によって、嘉徳浜が有するかけがえのない自然や生態系が破壊されるという重大な事実を十分に理解していただいたうえで、日本政府に対し、護岸建設工事を中止するよう是正勧告を行うことを強く求めます。

以上